

八街市企業立地促進助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において工場等の新設（以下「企業立地」という。）を行う企業に対し、八街市補助金等交付規則（昭和52年規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において企業立地促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、本市の産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的とする。

(企業立地の理念)

第2条 この要綱に基づく企業立地は、八街市総合計画及びこれに基づく諸計画に定めるところにより実施するものとし、本市産業の調和と豊かな市民生活に資するものでなければならない。

(定義)

第3条 この要綱において「企業」とは、別表第1に掲げる工場、事業所及び施設（以下「工場等」という。）を設置しようとする者であり、次の各号に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- (1) 市内において工場等を有しない者が市内に土地又は借地権を取得し、新たに工場等を設置し事業を開始するとともに、将来にわたって事業を継続する見込みであること。
- (2) 設置する工場等の敷地面積が1,000平方メートル以上であること。
- (3) 設置する工場等の事業の用に供するために取得する投下固定資産額が1億円以上であること。
- (4) 設置する工場等で従事する正規雇用者が5人以上であること。

2 前項第2号の敷地面積は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第1号の敷地面積をいう。

3 第1項第3号の投下固定資産額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に係る合計額をいう。ただし、土地にあつては取得後5年以内に事業を開始した場合に限る。

4 第1項第4号の正規雇用者は、常時雇用する労働者であつて、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法

律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）をいう。

(1) 雇用期間の定めがない者

(2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者

（企業認定の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする企業は、当該工場等の新設に着手する日の30日前までに、企業認定申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出し、あらかじめ助成金の交付対象企業としての認定（以下「企業認定」という。）を受けなければならない。

（企業の認定）

第5条 市長は、前条の規定による企業認定の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、企業認定通知書（別記様式第2号）により当該企業に通知するものとする。

（事業の開始の届出）

第6条 前条の規定による企業認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）が、当該工場等の事業を開始したときは、事業開始の日の翌日から起算して30日以内に認定企業事業開始届（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（事業内容の変更等）

第7条 認定企業は、認定に係る工場等の事業の内容を変更、中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、企業認定内容変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

（承継の届出）

第8条 認定企業の地位は、合併、譲渡、相続その他の事由により認定企業に係る事業を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して30日以内に、承継を証する書類を添えて、認定企業地位承継届出書（別記様式第5号）を市長に届け出なければならない。

（助成金の交付対象経費等）

第9条 助成金の交付の対象となる経費、金額及び期間は、別表第2のとおりとする。

2 助成金は、対象施設に係る当該年度の市税等の完納後に交付するものとする。

3 前項の市税等を当該年度末までに完納しないときは、当該年度を対象とする助成金は交付しないものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を申請しようとする認定企業は、別表第2に掲げる対象となる期間における各年度の翌年度の4月1日から6月30日までに八街市企業立地促進助成金交付申請書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、八街市企業立地促進助成金交付(決定・却下)通知書(別記様式第7号)により、当該申請した認定企業に通知するものとする。

(助成金の請求)

第12条 前条の規定による助成金の交付決定を受けた認定企業は、当該助成金の交付を請求しようとするときは、当該交付決定を受けた日から30日以内に八街市企業立地促進助成金交付請求書(別記様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 市長は、助成金の交付を受けた認定企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて返還させることができる。ただし、災害等による被災、公用及び公共用に供する買収その他市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(1) 補助の対象となる期間内に固定資産税を減額する更正を受けたとき

(2) 補助の対象となる期間内に市税を滞納したとき。

(3) 補助の対象となる期間内に対象施設の事業を廃止若しくは休止したとき。又は対象施設の事業の廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

(4) 事業に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。

(5) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項の規定により助成金の返還を命ずるときは、八街市企業立地促進助成金返還命令書（別記様式第9号）により通知するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

区 分	条 件
製造業の工場	日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の大分類E－製造業の用に供する施設
流通加工施設	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)第2条第1項第1号に規定する流通加工に係る業務を行う施設
植物工場	施設内で植物の生育環境を制御して栽培を行う施設園芸のうち、環境及び生育のモニタリングを基礎として、高度な環境制御及び生育予測を行うことにより、野菜等の植物の周年・計画的な生産を行うことが可能な栽培施設（温室等を除く）
情報サービス業	日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の大分類G－情報通信事業のうち中分類39－情報サービス業の用に供する施設
宿泊業の施設	日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち小分類番号751（旅館、ホテル）の用に供する施設
観光業の施設	日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の大分類N－生活関連サービス業、娯楽業のうち小分類番号805（公園、遊園地）の用に供する施設
自然科学研究所	日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の大分類L－学術研究、専門・技術サービス業のうち小分類番号711（自然科学研究所）の用に供する施設

備考

この表に掲げる施設であっても、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者が運営に関与していると認められる事業が行われる施設は対象施設から除く。

別表第 2 (第 9 条)

対象となる経費	助成金の金額	対象となる期間
<p>認定企業が事業の用に供するため に取得した土地、家屋、償却資産に係る固定資産 税収納額に相当する額</p>	<p>対象となった経費に相当する額</p>	<p>八街市企業立地促進助成金 交付要綱第 6 条に規定する 認定企業事業開始届に記載 された事業開始年月日の翌 年の 4 月 1 日から起算して 3 年以内とする。</p>